

基準7 学生支援等

観点7-1-1： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【概況】

本学では、各年度の始めの学年ごとのガイダンスにおいてシラバス（授業概要）を配付し、さらに各学科別のガイダンスにおいて、必要に応じて説明・指導を行っている。また、卒業論文に係る演習の選択については、学科ごとに、当該年度に入る前に口頭による説明やシラバスの配付を行っており、学生個々の質問にも応じるようにしている。

また、履修届の提出後、それに基づいて作成した時間割表を学生一人ひとりに返却し、一週間以上の間隔を設けて確認させ、訂正があれば申し出るようにさせている。

【分析】

以上のような状況であり、履修に際してのガイダンス・指導については、適切に行っていると考える。

観点7-1-2： 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【概況】

本学では、学生に学習活動その他の相談の機会・時間を積極的に提供するために、各教員が週1コマ以上オフィスアワーを設けている。学生にはオフィスアワー設置の目的とその時間帯について学期はじめに掲示で伝達している。さらに、全学部・学科すべての年次でチューター制度を導入し、学生の学習活動全般の相談に応じている。各教員がチューターとして4名～10名程度の学生のグループを担当し、同級生や先輩・後輩との親睦を深めている。1、2年次は学籍番号に基づく分類によりチューターグループを構成している。3年次以降は専門演習やコースへの所属によってグループを再構成している。チューターグループでの交流・学習活動を経済的に支援するため、学生指導費（教員一人あたり年額20,000円）とチューターグループ会合補助金（学生一人あたり1回300円、年2回まで）を後援会費から支給する制度を設けている。また、平成18年度より、チューターとして学生とどのようにかかわっていくべきかを具体的に示した「チューターの手引き」を学生委員会が作成し、全教員に配付している。

【分析】

オフィスアワー制度については学生のスケジュールと教員のスケジュールがうまくあわない場合もあり、オフィスアワーの時間帯に固執しない独自の方法（教員研究室前に週間予定表を示すことで在室時間を明確にする、電子メールでの事前連絡で相談時間帯を打ち合わせる、などの方法）で学生の教員研究室訪問の機会を提供している教員もいる。ただし年度・学期はじめなどの履修に関する相談が多い時期にはオフィスアワー制度が活用されており、制度として一定の効果があるものと判断する。また、チューター制度については、教員と学生および異学年の学生間の相互交流を図る場として効果的に運用されており、学生指導費や補助金については教員からさらなる充実を望む声が多くあがっている。

以上のことから、本学の特色であるチューター制度等を活用する形で、学習相談・助言が適切に行われていると判断する。

観点7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【概況】

本学では、学生からの要望については、主として、年一回開催の学生との「連絡協議会」において対応するようになっている。これは、学友会執行部を中心に各サークルの代表や任意参加の学生と教職員の代表との、膝を交えての懇談であり、主としてアンケート等によって執行部が事前に集めた要望・意見を中心に検討するものである。ここで検討された結果は、執行部によって学内に掲示され、学生への周知がはかられている。このほかに、学生個々の要望・意見を聴取するために、学内には「意見箱」を設置し、随時開封し、必要に応じて検討を加えている。

【分析】

上記のような状況であり、ある程度、学生の要望に耳を傾けるシステムは出来ていると考える。しかし、十分であるかとなると、必ずしも、そうとは言い切れない。今後の課題としては次の2点が考えられる。

① 連絡協議会で検討したことや「意見箱」に寄せられた要望に対し大学側がその後採った措置についての案内がなされていない。

② 連絡協議会が年に一回では、その時その時の学生の要望に十分に、また迅速に応えられない。

①については、予算措置を講ずる必要のあるものもあつたりするので、直ちに回答も出来ず、その後改善したとしても、それはいわば当然すべきことをしたのであり、ことさらその事を通知・掲示する必要も認められないと考えるからであろう。しかし、要望に応じて行った措置であるから、何らかの形で案内すべきではないかと考える。

②については、今後出来ないことではないので、学友会との調整をはかってゆきたい。

観点7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【概況】

留学生に対する生活面・経済面の支援は一般学生と同じであり、学習面での支援も特別なされていない。また、障害を持つ学生に対しても、十分な学習環境が提供されているとは考えにくいので、一層の改善が望まれる。

【分析】

多くの国公立大学では留学生に対して日本人学生がチューターとなり、友人関係を形成しながら学習、生活面のサポートを行っている。本学の留学生も年々増大しているので、このような制度の確立が必要と思われる。

また、校舎間の渡り廊下は車椅子でスムーズに通行できても、教室への入室の際には階段や敷居があるために車椅子を降りることを余儀なくされ、障害のある学生に多大な負担を課している。

観点 7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【概況】

本学では、学生会館内に、1階にミーティングルーム（平日、午前9時より午後7時まで）、2階に学生ラウンジ、多目的教室、課外教室（4室）（平日、午前9時より午後8時まで）を設けて、自習やグループ討論等に利用が可能となっている。

附属図書館においては、開架方式を採用しており、授業期間中は月曜日～金曜日は午前9時より午後8時まで、土曜日については午前9時より午後5時まで、11万冊を超える蔵書を、3室の閲覧室において自由に閲覧できる体制が構築されている。また、ウェブページを整備し、蔵書検索（OPAC）や電子ジャーナルも利用できるようになっている。

情報機器等については、C3教室、C5教室、13号教室等の情報機器配置全教室において、授業が行われていない時に、さらにC5教室については午後6時まで、13号教室のパソコンについては所定の手続きにより午後10時まで、利用できるようにしている。

自習室については、日本文学科においては共同研究室が、また美術学科では学生が自主制作のできる室が確保されているが、経済情報学科の学生のための自習室は設けられていない。日本文学科の共同研究室には、群書類従・日本古典文学大系などの叢書・全集、辞書・索引類の基本図書を配架して、演習の準備や卒業論文の執筆もできるようになっているが、室が狭隘で現状以上に書籍を配架するスペースはなく、また席数も少なく、利用できる人数も限られている。

【分析】

本学では、経済情報学部が存在によって、IT設備に関しては、学生の自習環境は良好であるが、美術学科を除いて、他の学科においては、在籍学生数に比して、十分なスペースの自習室は確保されておらず、将来構想等委員会において策定した施設・設備充実案の早急な実現が望まれる。

観点 7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【概況】

現在、学友会執行部は、委員長以下副委員長・会計・書記・監査等総員9名の陣営で、各サークル活動に対する支援や予算面での調整、また学内諸行事の企画運営、さらには連絡協議会のような大学教職員との交流など、広範囲な活動を行っている。それに、平成18年度から翠郷祭（大学祭）実行委員会が新たに学友会組織に位置付けられ、翠郷祭が円滑に、しかも盛大に運営されるようになった。

サークル活動は、学生生活の充実と向上をはかることを目的とする学友会の活動の中でとりわけ重要な役割を担っている。サークル活動は、学生が友情を育み、協調性・忍耐力・判断力を培う貴重な場となっている。文化系及び体育系のサークル活動加入率をみると、平成15年度は71.4%、平成16年度は70.2%、平成17年度は54.7%、平成18年度は58.8%に及んでいる。

文化系のサークル活動は現在18を数え、同好会を含めると26に及び、所属する学生数は延べ約360名となっている。これら各サークルは、たとえば学外から講師を招くなどして、それぞれ堅実な活動を行っている。中には、外部の市民団体等との協力のもと、対外的なボランティア活動を行い、高い評価を得ているサークルもある。

これらのサークル活動は、年度初めの新入生歓迎会、秋に開催される大学祭等において、学生・教員さらには地域住民に対して発表・披露されており、そうした人々から好感をもって迎えられている。

体育系サークル所属学生数は、平成15年度は355人、平成16年度は515人、平成17年度は408人、平成18年度は409人である。18年度の体育系に所属する団体数は17団体である。

5年間の間に新設されたクラブは多数あり、部顧問教員の指導や本学専用マイクロバスの運行等のサポートもあって、活発化する兆しが見える。

学外授業、大学行事、自治活動等におけるマイクロバスの運行は、平成14年度からである。平成16年度の申請件数は105件、平成17年度申請件数は161件、平成18年度申請件数は1月末現在126回の申請件数があり、尾道大学の学生生活充実に寄与している。

本学の学生表彰規程は平成16年度に設けられている。表彰の対象は学生及び学生で構成している団体が、学業、スポーツ、文化、社会貢献の分野で特に活躍したものである。平成16年度表彰者は学長賞個人6名、学長奨励賞個人19名である。平成17年度表彰者は学長賞1団体、個人5名、学長奨励賞2団体、個人3名である。平成18年度は学長賞個人4名、学長奨励賞6団体、個人7名である。また、平成18年度に学部生の成績優秀学生奨学制度が設けられた。学業成績が特に優れている者に対して奨学金を支給する制度である。その運用は平成19年度から施行される。

【分析】

サークルとしての活動は、活発であり、良好な状態にあると言える。ただ、施設・設備面では、部室の不足、備品の不整備等、充実・改善すべき点が少なくない。今後少しずつでも改善を図ってゆきたいところである。

観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【概況】

① メンタルヘルス

学生相談（メンタルヘルス）をみると、本学の医務室は養護教諭一名で対応している。学校医（内科）が囑託として対応し、何か病気が発生した時、電話で相談することが可能である。

本学のメンタルヘルスカウンセリングは、医務室の特質・機能を十分に生かし、学生の訴えに対して常に心的な要因や背景を念頭に置いて心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心身の両面での対応を行う健康相談を行っている。

しかし学生は、社会変動の激しい現在、大学生活に多くの悩みをもちながら自己成長をとげており、しばしば、いろいろな生活問題に直面し、自分で解決できないまま深刻に悩み、苦しんでいる。このため、医務室には、学生のような心の問題が持ち込まれ、心理的援助を必要とする学生の数が増加する傾向にある。

抱える問題には、さまざまなものがあり、対人関係（友人・異性・家族）・学業・性格・進路・サークル・心の健康・その他（生活全般）等、個人の秘密を守りながらよろず相談をしているのが現状である。

しかし、相談の中では、一回のみの面接において学生の求める情報の提供や助言によって事足りることもあるが、中には訴えの背後に隠された心理的葛藤や精神疾患の兆候があり、専門医療に託さねばならないものもある。相談内容も多様化、複雑化している現在、本学においても専門カウンセラーを置くなど学生相談の整備、充実が図られる必要があり、学生支援は大学教育の重大な課題という機運が高まってきつつある。

今後は価値観を共有する同世代の仲間を支援する。即ち、親や教師など、大人から指導されるのではなく、信頼できる仲間とともに問題を解決する「ピア・カウンセリング」を広げ多くの学生たちがよりよい学生生活を送れるように、また悩みを吐き出せる空間の場「心の居場所」を確保することが求められる。

② 健康管理

健康面での現状についてみると、学生の健康管理において、学校保健法に基づき毎年4月に全学生の健康診断を業者に委託して実施している。また、必要に応じて臨時健康診断を行うこともある。それによって、病気などの早期発見はもちろん、自分自身の健康状態を把握し、生活スタイルを見直すなど自己管理の上でも重要であることを認識する。その後の健康診断の検診結果は、個人のプライバシーに十分配慮しながら、個別に指導が必要な学生については具体的に説明し、経過観察が必要な学生については観察しながらアフターフォローをしていく。

健康診断を的確にかつ円滑に実施するため、健康状態に関する事前調査を行う。体に異常、疾患のある場合は、個人カルテを作成し、運動や体育行事に関わって経過観察を行い、また特に注意が必要な学生については、学校で発症した時の様子、担当医からの回答など、日常注意すべき事項を記録として残している。

応急処置については、疾病を分析し、必要に応じて安全管理等の整備、改善を行う。又、平成18年度からAEDの設置にともない、不測の事態に対応可能なスキルアップのため、AEDを用いた救命講習会（地元消防署へ依頼）を学生・教職員にも呼びかけ、二日間にわけて機器の扱い方と実習を受講した。

③ 学生指導の課題と啓蒙活動

医務室にやってくる学生たちとの会話や保健指導を通じ、生活ぶり、けがや不調、友達や先生・家族との人間関係の悩み、進路の悩み・恋愛の相談まで、さまざまな現在の学生の実態が見え隠れし、たくさんの課題、問題が見えてくる。学生から投げかけられた問題・課題を、学生といっしょに考え、討議、整理しながら今後どうすることが健康的な生活に必要なのか考えさせ気付けさせる指導をし、学生の実態に即した指導内容や方法を検討する。「学生にどんな力をつけていかなければいけないのか」を、把握、理解し、学生を集めて指導している。又、社会動向に注意しつつ、学生たちに注意をしなければならない情報を医務室だよりの掲示等を通じ啓蒙している。今後、専門的に健康意識を高めるため、外部からの講演などを推進していきたい。

④ 生活指導

学生の生活指導として交通安全教育、消費者啓発指導は避けて通れない課題である。前期は、オリエンテーション時に、尾道警察署交通安全課に依頼して、全学生を対象に交通安全講習会を、広島県環境生活部に依頼して、新入生を対象に消費者啓発講習会を開催している。

後期は、尾道警察署又は近隣自動車学校に講師を依頼して、交通安全講習会を開催している。交通安全講習会は、2回に分けて、都合の良いときに参加可能としているが、参加者が少ない。今後、講習会への参加数を増やすことが課題である。また、個別の生活相談については、チューターをはじめ、教職員が対応することになっている。大学内で解決されない場合は、消費生活相談窓口等を紹介して対応している。

⑤ セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントに関して本学においては、相談委員を、各学部学科教員からそれぞれ1名を選ぶことで特定の学科に偏ることのないよう配慮し、また、教員以外の養護教員・事務職員を加えることで、対応の窓口を広くした。学生には、相談委員の名前を掲示によって周知している。

⑥ 教職員の研修

心の問題に関する教員の研修会として、平成17年5月に心理学担当の専任教員と医務室養護教諭を講師と

する教職員研修会を開催した。医務室養護教諭からは医務室を訪れる学生の実態について情報提供が行われた。心理学担当教員からは学生の心の問題に関する最近の動向と、チューターや指導教員として個々の学生にかかわる際に留意して観察すべき点や効果的なコミュニケーションの方法、危機的な状況に直面したときの対応方法について説明が行われた。参加教員からの質問も多く、心の問題への関心の高さがうかがわれた。定期的・継続的な教員研修会のあり方については今後さらなる検討が必要である。

【分析】

健康診断の受診率は毎年高く、健康診断結果のフィードバックをきっかけとして学生が医務室の活動を知り、有効に活用することにつながっている。生活相談に関する講習会を定期的で開催する一方で、チューターが中心となって個々の生活相談に対応することで相談・助言の制度を整備している。ハラスメントや学生の心の問題については、相談委員・医務室・チューターが相談窓口となっている。また研修会を開催することで、教職員が各種問題に関する知識を深める機会を設けている。

以上のことから、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談等のために、必要な相談・助言体制は整備され、機能していると判断する。

観点 7-3-2： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【概況】

本学ではチューター制度を導入しており、各教員が4～10名程度の学生を受け持つことで、家族的な間柄の中から学生の生活上の不満や要望を汲み取るようにしている。またオフィスアワー制度は、各教員が設定した時間に自分の研究室において、訪ねてきた学生の相談を受けるものであるが、両制度とも学業のみならず生活面や進学進路についても対応するようにしている。さらに美術学科においては、多くの教員があえてオフィスアワーを設定せず、相談に訪れた学生を時間の許す限り随時受け入れるように努めている。

こういった個々の学生のニーズとは別に、大学に対する要望等を広く募る手段として、学生の「意見箱」を設置しているが、これまでのところ会議の議題になるような重大な案件は投函されていない。

【分析】

チューター制度ならびにオフィスアワー制度とも、教員にとっては少人数を相手とするため生活状況などをより詳しく知ることができる。また、食生活や健康面、さらには精神的な問題については専門家の意見が必要となるため、養護教諭とも緊密に連絡を取り、対応にあたるようにしている。

以上のように、生活支援等に関する学生のニーズは、適切に把握されているものと判断される。

観点 7-3-3： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

【概況】

留学生に関しては、毎年4月と12月に「留学生との交流会」を開催し、留学生同士で学部や学科・学年を越えた繋がりを持たせると同時に、教員ならびに日本人学生との和やかな場での会話の中から、生活面での悩みや不満等の正直な意見を引き出し、助言を与えたり、後日学生委員会の議題として検討するといった体制をとって

る。留学生の下宿紹介は、一般学生と同様に下宿組合等の宿舎資料を提供しているが、トラブルは生じていない。留学生への紹介は、一般学生と同様であるが、今のところ支障は出ていない。留学生にとっては、アルバイトは生活費の主たる部分を得ている者が多く、大学で紹介するものでは不足するようで、各自で探しているようである。下宿先についてもアルバイトに都合の良い福山・松永に居住している学生が多い。

障害のある学生の駐車場の確保には、駐車台数に限りがあるため、自動車通学を希望する場合は、毎年、「自動車通学許可願」を提出してもらい、その内容を学生委員会で審査しているが、特殊事情に該当すれば自動車通学の許可を優先的にしている。また、許可に伴い学内に、身体障害者用の駐車場を現在2台分設けて、身体障害者が自ら通学し易いよう配慮している。

【分析】

特別な支援を行うことが必要とされる者の絶対数が少ないので、個々の対応で間に合っている状況と言えるが、今後、留学生・障害のある学生の受入れが多くなれば、留学生課、障害学生サポートセンター等トータルで担当する係を設置する必要があると思われる。

観点7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【概況】

奨学金制度には独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）、都道府県や市町村による育英会、その他民間奨学会、そして尾道大学奨学会がある。都道府県育英会では愛媛県奨学会、長崎県育英会、島根県育英会、岡山県育英会が、市町村では長崎県口之津町、北九州市奨学資金、八幡浜市育英会、三木市教育委員会等がある。民間奨学会ではコココーラボトラーズ育英会、柳原奨学会、重政教育財団、ロータリー米山奨学会、熊平奨学会等がある。奨学金の受給状況をみるとほとんどが日本学生支援機構の奨学生であり、その他の奨学生は少ない。全学生数に占める奨学生の割合は、日本学生支援機構の奨学生が44%、その他の奨学生は1.6%となっている。合わせて全学生の45.6%が奨学金を受給している。

奨学金受給状況

	学 科	日本学生支援機構			その他の 奨学会	奨学生数 合 計	学生数 (7/29)	割 合
		第1種	第2種	併用				
1年	経済情報学科	38	73	14	3	128	233	55%
	日本文学科	5	17			22	60	37%
	美術学科	3	18	1		22	52	42%
2年	経済情報学科	34	63	9	4	110	228	48%
	日本文学科	7	18			25	57	44%
	美術学科	10	16	6	1	33	53	62%
3年	経済情報学科	29	67	5	3	104	217	48%
	日本文学科	6	11	1	1	19	53	36%
	美術学科	3	16	1	1	21	53	40%
4年	経済情報学科	33	45	7	6	91	227	40%
	日本文学科	8	14	1	1	24	61	39%
	美術学科	3	12	2	1	18	57	32%
計 (全体平均)		179	370	47	21	617	1351	46%

1年	大学院	5	4		2	11	23	48%
2年	大学院	4	6		2	12	24	50%
計		9	10		4	23	47	49%

尾道大学奨学会は、尾道短期大学奨学会を継承した制度であり、尾道大学後援会の資金により運営されている。しかしながら、このところ日本学生支援機構の奨学金制度の受給率が100%であることから、本学奨学金を希望する学生がいなく、見直しが議論されている。一方、新たに尾道大学成績優秀学生奨学制度を創設している。この制度は各学科の成績優秀学生を学長が表彰し奨学金を与え、これによって全学生の学習意欲を喚起することを目的とするものである。

授業料の減免については、市立学校に於ける授業料その他の費用に関する条例第5条に基づき、主に経済的理由によって納付が困難な学生の授業料を免除している。留学生に対しても、授業料や後援会費の減免などの優遇措置がとられている。

【分析】

本学学生に用意されている奨学金制度、授業料減免制度等はきわめて充実している。このため、経済的な要因による学習への支障はかなり取り除かれていると考えられる。